

茨城県報 第6562号

昭和52年9月12日

月曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告 示

	ページ
●字区域の一部変更(2件)(地方課)	2
●保険医及び保険薬剤師の登録(保険課)	4
●保険医療機関及び保険薬局の指定(")	5
●受胎調節実地指導員の指定(保健予防課)	5
●土地改良事業の認可(農地管理課)	5
●県営圃場整備事業の換地計画(")	6
●道路の区域変更(道路維持課)	6
●道路の供用開始(")	6
●河川区域の廃止(河川課)	7
●都市計画事業の認可(下水道課)	7
●都市計画事業の変更の認可(")	8
●土地改良区役員の就退任の届出(6件)(土地改良事務所)	8

(選挙管理委員会)

●病院の長が不在者投票管理者となる病院の名称変更	13
--------------------------------	----

(公安委員会)

●緊急自動車の指定及び道路維持作業用自動車の指定の取消し	13
------------------------------------	----

公 告

●米飯提供業者の登録(食品流通課)	14
●小売販売業者甲の臨時登録(")	14
●地立ち入り測量(用地課)	14
●土地区画整理事業の換地処分(都市計画課)	14
●開発行為の工事完了(建築指導課)	15
●道路位置の指定(")	15

正 誤

●昭和49年9月12日付茨城県報第6255号中	16
●昭和52年7月21日付茨城県報号外中	16

告 示

茨城県告示第1010号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき谷田部町内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同町長から届出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、昭和52年9月13日から効力を生ずるものである。

昭和52年9月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字小野崎字涌井 502の1, 502の2, 502の7, 502の9, 502の10, 502の14, 502の15, 502の17, 502の26, 502の30, 502の31, 509の1, 509の2, 510, 511の1, 511の2, 512の1から512の7まで, 513の1から513の9まで

〃 字北向 516の1, 516の3, 516の6から516の8まで, 517から520まで, 521の1から521の3まで, 522の1, 522の3, 522の4, 523の1, 524, 525の1から525の21まで, 526の1, 527の1から527の3まで, 527の7から527の11まで, 529, 530, 531の1, 531の3から531の6まで, 532から534まで, 535の1, 536, 537の1, 538の2, 548, 549の1, 550の1, 550の5, 551の1から551の6まで, 553の1から553の14まで, 554の1, 554の2, 555の1, 555の2, 556の1から556の3まで, 557, 558の1, 558の2, 559の1から559の3まで, 560から565まで, 566の1, 566の4から566の6まで, 572の1, 573, 574の1, 574の2, 575, 576

〃 字新井 541の2, 546の2, 547

〃 字新井前 1236の1から1236の5まで, 1236の9, 1237の1, 1237の2, 1238の1, 1238の2, 1239の1, 1239の2, 1240の1, 1240の2, 1241, 1242, 1243の1から1243の3まで, 1244, 1245の1から1245の3まで, 1246の1から1246の6まで, 1247の1から1247の4まで, 1248の1, 1248の2, 1249の1, 1249の2, 1250の1から1250の3まで

〃 字台山 1251の1の内, 1251の2の内, 1251の3の内, 1251の4の内, 1251の5の内, 1251の6

大字花室字遠原前 1308の10, 1309の21, 1310の29, 1310の30

〃 字足黒 1334の16, 1334の17

大字倉掛字百堂 1499の8の内, 1500の14, 1500の15, 1500の32の内, 1500の33, 1500の45, 1500の47, 1500の48

〃 字百堂向田 1507の1

” 字竹園 1549の1, 1550の4

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を東新井に変更

大字小野崎字台山 1251の1の内, 1251の2の内, 1251の3の内, 1251の4の内, 1251の5の内,
1252

大字倉掛字百堂 1499の8の内, 1500の32の内

上記を二の宮1丁目に変更

茨城県告示第1011号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき桜村内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同村長から届出があつた。

この字区域の変更は, 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第179条の規定により, 昭和52年9月13日日から効力を生ずるものである。

昭和52年9月12日

茨城県知事 竹内藤男

大字小野崎字北向 516の4, 522の2, 522の4, 522の5, 523の2, 526の2, 527の4から527の9まで, 531の2

大字花室字遠原前 1310の1, 1310の2, 1310の5, 1310の12, 1310の15から1310の21まで, 1310の23から1310の27まで, 1310の29

” 字足黒 1334の11から1334の15まで, 1334の19, 1334の20, 1334の34から1334の37まで, 1334の39, 1335の3

” 字花足黒 1334の21

大字倉掛字竹園 1536の2の内, 1536の7, 1537の内, 1538の1の内, 1538の2の内, 1538の3から1538の5まで, 1538の6の内, 1538の7, 1538の8の内, 1538の9, 1539の内, 1540, 1542の1から1542の6まで, 1543, 1544の1の内, 1544の2から1544の6まで, 1544の7の内, 1544の8の内, 1544の9の内, 1544の10, 1544の11, 1544の12の内, 1544の13, 1549の2, 1550の1の内, 1550の2の内, 1550の3の内, 1551の内, 1552の1, 1552の2, 1552の3の内, 1553, 1554の1, 1555の1, 1555の2, 1556, 1564の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を竹園1丁目に変更

大字小野崎字北向 537の3

” 字新井前 1240の3, 1240の4

大字花室字遠原 1306の4

” 字遠原前 1307の1から1307の5まで, 1308の1, 1308の2, 1308の4から1308の9まで, 1309の23から1309の27まで

大字倉掛字百堂 1475の3, 1476の1から1476の9まで, 1477の1から1477の5まで, 1478の1, 1478の2, 1479の1, 1479の2, 1480の4, 1480の5, 1488の2, 1489の2,

1490の2, 1495の2, 1496の2, 1497の1から1497の9まで, 1497の12, 1497の13, 1499の1, 1499の4の内, 1499の6, 1500の2から1500の13まで, 1500の16から1500の18まで, 1500の21, 1500の24から1500の31まで, 1500の42, 1500の44, 1500の46, 1500の49, 1500の51から1500の54まで

" 字百堂向 1501から1503まで, 1504の1から1504の3まで, 1505, 1506

" 字百堂向田 1507の2

" 字竹園 1514の1, 1515の1, 1516, 1517の1, 1517の3から1517の5まで, 1518から1521まで, 1522の1から1522の6まで, 1523の1から1523の9まで, 1524から1527まで, 1528の1, 1528の2, 1529, 1530の1から1530の7まで, 1531から1533まで, 1534の1から1534の11まで, 1535, 1536の1, 1536の2の内, 1536の3, 1536の5, 1536の6, 1536の8, 1536の9, 1537の内, 1538の1の内, 1538の2の内, 1538の6の内, 1538の8の内, 1539の内, 1544の1の内, 1544の7の内, 1544の8の内, 1544の9の内, 1544の12の内, 1544の14, 1545の1, 1545の2, 1546, 1547の1から1547の3まで, 1548, 1549の3, 1550の1の内, 1550の2の内, 1550の3の内, 1550の5, 1550の6, 1551の内, 1552の3の内, 1557の1, 1558の1から1558の3まで, 1558の5, 1559の4, 1560の1, 1560の2, 1563, 1564の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を竹園2丁目に変更

大字倉掛字百堂 1499の4の内, 1500の50

上記を千現1丁目に変更

茨城県告示第1012号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の5第1項の規定により, 次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

昭和52年9月12日

茨城県知事 竹内藤男

氏名	登録記号番号	登録年月日
百村伸一	茨医 3597	52. 8. 15
蝦名昭男	" 3598	"
柏戸敬道	" 3599	"
山田真和	" 3600	"
伊勢秀男	" 3601	"
比能順子	" 3602	52. 8. 10
野原修司	" 3603	52. 8. 22
藤田昌宏	" 3604	52. 8. 24

茨城県告示第1013号

健康保険法 (大正11年法律第70号) 第43条の3第1項の規定により、次の病院及び診療所並びに薬局を保険医療機関及び保険薬局に指定した。

昭和52年9月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科	所在地	開設者又は 代表者	指定申請 の事由
医 科					
012, 201, 0 52. 6. 29	産科婦人科 関 病 院	産, 婦	水戸市南町 3-4-21	関 多美子	開設者変更 (進→ 多美子)
012, 202, 8 52. 8. 15	相 差 医 院	内, 神	" 曲尺手町828	相 差 竜 雄	新 規
012, 203, 6 "	高村クリニック	外, 内, 皮泌 整外, 脳外, 麻, 形外, 耳, 眼, 小	" 泉町1-7-1	高 村 賞	"
072, 029, 2 52. 7. 28	稲見耳鼻咽喉科 医院	耳咽	結城市大字結城 1299-3	稲 見 敏 之	診療所移転
432, 037, 0 52. 8. 15	船 橋 "	産婦	猿島郡三和町諸川657	船 橋 退 蔵	再 指 定
歯 科					
053, 008, 5 52. 8. 5	小松崎歯科医院	歯	石岡市国分町1018	小松崎 博	再 指 定

茨城県告示第1014号

優生保護法 (昭和23年法律第156号) 第15条第1項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

昭和52年9月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

住 所 水戸市東原3丁目2番1号

氏 名 井 手 陽 子

茨城県告示第1015号

昭和52年4月20日付で石下町長松崎良助から認可申請のあつた若宮戸地区土地改良事業を昭和52年9月2日付で土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから同法第96条の2第7項の規定により公告する。

昭和52年9月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1016号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営圃場整備事業小場江堰下流地区第三工区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年9月12日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和52年9月19日から昭和52年10月11日まで

3 縦覧の場所 那珂湊市役所, 勝田市役所

茨城県告示第1017号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和52年9月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年9月12日

茨城県知事 竹内藤男

1 道路の種類 国道

2 路線名 293号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡大宮町大字鷹巣 2695番から	旧	最大 21.00 最小 4.00	2,685.00	
		最大 37.00 最小 12.00	2,780.00	
" " 大字東野字仲之内 1765番の1まで	新	最大 37.00 最小 12.00	2,780.00	

茨城県告示第1018号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和52年9月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年9月12日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 路 線 名 一般国道293号
- 2 供用開始の区間
那珂郡大宮町大字鷹巣2695番から
" " 大字東野字仲之内1765番の1まで
- 3 供用開始の期日 昭和52年9月15日

茨城県告示第1019号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県潮来土木事務所において閲覧に供する。

昭和52年9月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 河 川 の 名 称
利根川水系一級河川夜越川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
昭和52年9月12日
- 3 廃川敷地等の位置
行方郡牛堀町大字牛堀字川端867番地の1地先から同町同大字字内川岸905番地の1地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土 地 2,689.63平方メートル

茨城県告示第1020号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

昭和52年9月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 神 栖 町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
鹿島臨海都市計画下水道事業知手都市下水路
- 3 事業施行期間 昭和52年9月12日から昭和56年3月31日まで
- 4 事 業 地
 - (1) 収用の部分 な し
 - (2) 使用の部分 神栖町大字知手字知手、字砂の各一部

茨城県告示第1021号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、次のように告示する。

昭和52年9月12日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 施行者の名称 下妻市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
下妻都市計画下水道事業愛宕都市下水路
- 3 事業施行期間 昭和49年2月25日から昭和57年3月31日まで (52)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 下妻市大字下妻字旭下, 字西町, 字相原山
 - (2) 使用の部分 下妻市大字下妻字旭下, 字舟山, 字本宿, 字西町, 字上宿
 - " 大字本城町1丁目, 2丁目
 - " 大字小野子町1丁目

茨城県告示第1022号

下妻市大字高道祖1020番地に事務所を置く下妻市高道祖土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

昭和52年9月12日

茨城県下館土地改良事務所長 稲田 猛

退任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
下妻市高道祖4431-5	理 事	笠 島 善市郎	理 事 長

茨城県告示第1023号

猿島郡境町大字金岡809番地に事務所を置く一の谷沼土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

昭和52年9月12日

茨城県境土地改良事務所長 館 藤 次

就任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡境町大字百戸431	理 事	大 野 三 郎	
" " "	"	柿 沼 英 雄	

茨城県告示第1024号

東茨城郡茨城町大字小堤1743の5に事務所を置く石崎台地土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

昭和52年9月12日

茨城県水戸土地改良事務所長 岡 野 健 次

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡茨城町大字中石崎 508	理 事	海老沢 衛	
" " " 492	"	海老沢 健 男	
" " 大字上石崎2849	"	大 信 仁 雄	
" " " 5039	"	戸 沢 昇 造	
" " " 987—7	"	木 村 隆 雄	
" " " 4516—1	"	金 子 幸	
" " " 1312—2	"	小 口 悦 男	
" " " 1494	"	富 山 竹三郎	
" " " 1008	"	石 崎 茂	
" " " 174	"	栗 原 宏	
" " " 81	"	飯 田 千 城	
" " " 4653—3	"	奥 谷 正 雄	
" " " 4557—1	"	小 室 正	
" " " 4557—2	"	中 村 正	
" " " "	"	大 山 銀 治	
" " " 4695—1	"	清 水 順	
" 常澄村大字東前1199	"	栗 原 義 英	
" 茨城町大字中石崎509	監 事	海老沢 要	
" " 大字上石崎2932	"	福 田 朝 一	
" " " 519	"	加茂川 清	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡茨城町大字上石崎4557—1	理 事	木 村 勇	
" " " 4557—3	"	富 田 好	
" " " 4557—1	"	藤 咲 征 夫	
" " " 185	"	柴 沼 保	

"	"	"	519	"	加茂川	清
"	"	"	4619	"	引田	清
"	"	"	47	"	大貫	長紀
"	"	"	1289	"	皆川	源正
"	"	"	1881	"	鶴田	進
"	"	"	4516—1	"	金子	幸
"	"	"	5004	"	桜井	三好
"	"	"	1019	"	鈴木	賢
"	"	大字中石崎	509	"	海老沢	要
"	"	"	508	"	海老沢	衛
"	"	大字上石崎	2844	"	飯田	太衛次
"	"	"	4692	"	田中	英師
"	"	"	4624	監事	奥谷	勝男
"	"	大字中石崎	492	"	海老沢	健男
"	"	大字上石崎	2313	"	飯田	治
"	"	"	1031	理事	石崎	栄

茨城県告示第1025号

行方郡北浦村大字山田に事務所を置く北浦土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

昭和52年9月12日

茨城県銚田土地改良事務所長 久保田 達 哉

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡北浦村大字三和1891—1	理 事	河 野 真	
" " " 1434	"	河 野 忠 次	
" " " 1612	"	村 上 善 衛	
" " " 1829	"	河 野 徹	

茨城県告示第1026号

新治郡八郷町大字柿岡2009番地の3に事務所を置く吉生土地改良区(八郷町役場内)から、次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

昭和52年9月12日

茨城県土浦土地改良事務所長 安 達 敏 三

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡八郷町大字吉生2516	理 事	田 仲 貞三郎	理 事 長
" " " 3114	"	外ノ岡 藤 夫	
" " " 2304	"	荒 井 保	
" " " 912	"	大 沢 盈	
" " " 2173	"	内 田 広 司	
" " " 2621	"	土 佐 藤 吉	
" " " 2902	"	本 岡 慶二郎	
" " " 3116	監 事	岡 野 茂 雄	総 括 監 事
" " " 2891	"	田 仲 福十郎	
" " " 812	"	生田目 惣次郎	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡八郷町大字吉生2516	理 事	田 仲 貞三郎	理 事 長
" " " 3114	"	外ノ岡 藤 夫	
" " " 543	"	大 沢 盈	
" " " 2173	"	内 田 広 司	
" " " 2695—1	"	田 仲 喜 市	
" " " 2867	"	飯 島 保 治	
" " " 2831	"	土 佐 隆 治	
" " " 3116	監 事	岡 野 茂 雄	総 括 監 事
" " " 812	"	生田目 惣次郎	
" " " 2044	"	土 佐 武 雄	

茨城県告示第1027号

新治郡八郷町大字柿岡2009番地の3に事務所を置く江垂土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

昭和52年9月12日

茨城県土浦土地改良事務所長 安 達 敏 三

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡八郷町大字柿岡4456	理 事	稲 田 康	理 事 長
" " " 4461	"	谷田部 伝 一	

"	"	"	4451	"	谷田部 義 雄
"	"	"	4774	"	小松崎 長 太
"	"	"	3183-2	"	吉 田 広
"	"	"	1880-3	"	大久保 喜 一
"	"	"	4772	"	小松崎 博
"	"	大字小屋	672	"	鈴 木 辰 夫
"	"	"	418	"	田 中 明
"	"	"	443	"	吉 田 博
"	"	"	2446	"	上 野 金 吾
"	"	大字上曾	1068	"	白 井 山
"	"	"	1660	"	菊 地 勘 二
"	"	"	1981	"	海 東 照 一
"	"	大字小屋	427	"	足立 喜左衛門
"	"	"	1996	"	相 沢 章
"	"	"	368-1	"	稔 堅 一
"	"	大字上曾	2685	監 事	足 立 荒 亥
"	"	大字柿岡	2734	"	富 田 幸 助
"	"	"	4071	"	小松崎 龜 市

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡八郷町大字柿岡4456	理 事	稲 田 康	理 事 長
" " " 3288	"	川 井 善 夫	
" " " 4774	"	小松崎 長 太	
" " " 4772	"	小松崎 博	
" " " 2033-3	"	鈴 木 栄	
" " " 3950	"	滝 田 尚 徳	
" " " 4461	"	谷田部 博 一	
" " " 4451	"	谷田部 義 雄	
" " 大字小屋1996	"	相 沢 章	
" " " 427	"	足立 喜左衛門	
" " " 2446	"	上 野 金 吾	
" " " 368-1	"	稔 堅 一	
" " " 672	"	鈴 木 辰 夫	
" " " 418	"	田 中 明	

"	"	"	443	"	吉田	博	
"	"	大字上曾	1068	"	白井	山	
"	"	"	1660	"	菊地	勸二	
"	"	"	2685	監事	足立	荒亥	総括監事
"	"	大字柿岡	4225	"	滝田	節夫	
"	"	"	3469-3	"	谷田部	文次郎	

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項第2号の規定による病院の長が不在者投票管理者となる病院として指定した病院について、次のとおり名称の変更があった。

昭和52年9月12日

茨城県選挙管理委員会

委員長 八木下 繁 一

新名称 小川町国民健康保険病院
 旧名称 小川町国民健康保険茨城中央病院
 所在地 東茨城郡小川町大字中延651番地の2

(公安委員会)

茨城県公安委員会告示第24号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第14条の2の規定により次のとおり緊急自動車の指定及び道路維持作業用自動車の指定の取消しを行つたので公示する。

昭和52年9月12日

茨城県公安委員会委員長 大平 二郎

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用途	所有者又は管理者
967	茨88す 3526	ニッサン 52年	警察責務遂行用	茨城県警察本部
968	茨88す 3548	マツダ 52年	"	"

2 道路維持作業用自動車の指定の取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	管理者又は所有者	指 定 日	告 示 番 号
443	茨8た 2814	ジープ 44年	建設省常陸工事事務所	44.9.8	21
513	茨1ち 436	いすゞ 44年	"	45.7.2	13
525	茨11す 462	日野 45年	"	45.8.20	17

公 告

●米飯提供業者の登録

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第35条の4第1項の規定により次の者を米飯提供業者として登録した。

昭和52年9月12日

茨城県知事 竹内藤男

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部食品流通課及び県北、県南、県西地方総合事務所において縦覧に供する。

●小売販売業者甲の臨時登録

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第22条の4第2項の規定により次の者を小売販売業者甲として登録した。

昭和52年9月12日

茨城県知事 竹内藤男

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部食品流通課及び県南地方総合事務所において縦覧に供する。

●土地立ち入り測量

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和52年9月12日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 起業者の名称 茨城県
- 2 事業の種類 県道常陸太田烏山線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
那珂郡山方町大字山方字勢至堂、字根古屋、字寺ノ後、字江下山、字宿、字塩崎下、字十王前及び字八前地内
- 4 立ち入ろうとする期間昭和52年9月12日から昭和53年3月25日まで

●土地区画整理事業の換地処分

日本住宅公団法(昭和30年法律第53号)第42条において適用する土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により竹園土地区画整理事業において換地処分をした旨の届出があつたから同条第4項の規定により公告する。

昭和52年9月12日

茨城県知事 竹内藤男

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和52年9月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

多賀郡十王町大字山部字下小幡37番の一部、字稻荷前331番の一部、331番の2の一部、332番、333番、334番の一部、字谷田335番、336番の一部、336番の1の一部、337番、338番の一部、339番の一部、字岩下341番の一部、343番の1の一部、字岩ヶ下342番の3の一部、字岩下344番の一部、344番の1、344番の2の一部、345番の1の一部、2601番の一部

2 事業主の住所及び氏名

東京都墨田区江東橋3-4-1

サン土地開発株式会社

取締役社長 坂 田 隆三郎

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和52年9月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員 (m)	延 長 (m)
境土木指令 第374号	52. 9. 2	北島 幹也	埼玉県北葛飾郡 栗橋町大字伊坂 432	古河市大字中田新田字 新帳神明99-5	4.00	16.90
水土木指令 第841号	52. 9. 3	山崎 良助	日立市弁天町 3-6-23	勝田市金上字中丸 836-3, 5の一部	4.20	42.40

正 誤

昭和49年9月12日付茨城県報第6255号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
10	上から16	大 滝 定 吉	大 滝 定 治
	下から11	寺 田 定 吉	寺 田 定 治

昭和52年7月21日付茨城県報号外中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
13	下から6	大字四簡	大字四簡
17	下から10	大字四簡	大字四簡
19	上から7	大字四簡	大字四簡
21	上から14	大字四簡字四簡	大字四簡字四簡

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
 (休日の場合は繰り下ぐ) (金 1,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
 発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所